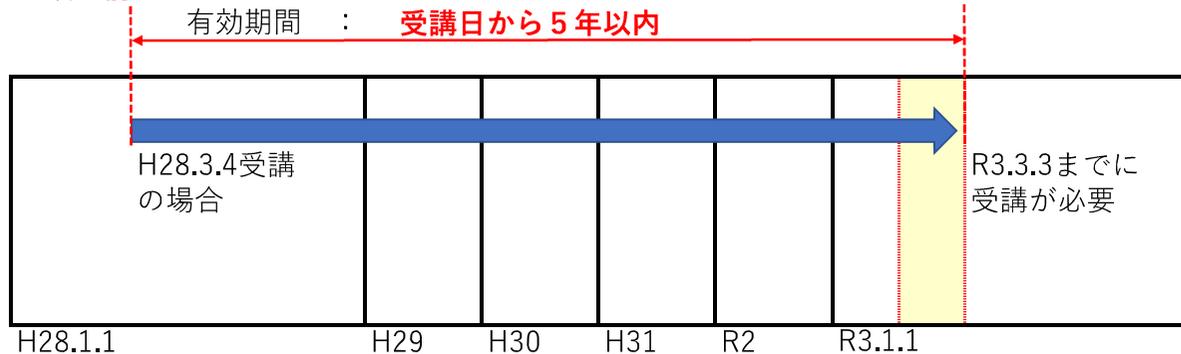


<改正前>

第十七条の十四
 法第二十六条第四項の規定により
 選任されている監理技術者は、当
 該選任の期間中のいずれの日にお
 いてもその日の前五年以内に行わ
 れた同項の登録を受けた講習を受
 講していなければならない。

<改正前>

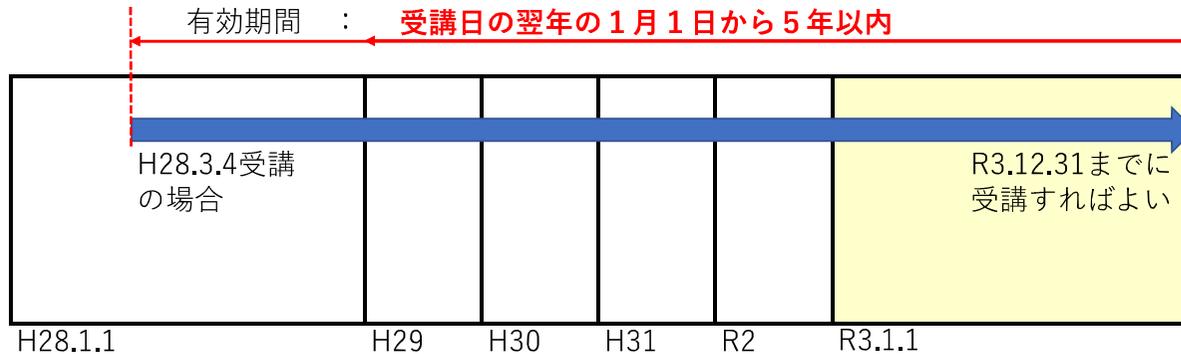


◆有効期限までに受講
せざるを得ない

<改正後>

第十七条の十七
 法第二十六条第五項の規定により
 選任されている監理技術者は、当
 該選任の期間中のいずれの日にお
 いても同項の登録を受けた講習を
 受講した日の属する年の翌年から
 起算して五年を経過しない者でな
 ければならない。

<改正後>



○業務の都合の良い時期に
受講できる

○当該年のいつ受講しても
次回は5年後の12月31日
まで有効